

## 第 2 講 国際法の法源（資料）

〔資料 1〕 エーゲ海大陸棚事件：ギリシャ＝トルコ共同声明

「両首相は、それらの問題につき交渉により、また、大陸棚に関してはハーグの国際司法裁判所により、平和的に解決されるべきことと決意した。」

“They [the two Prime Ministers] decided that those problems [between the two countries] should be resolved peacefully by means of negotiations and as regards the continental shelf of the Aegean Sea by the International Court at The Hague.”

〔資料 2〕 国際組織締結条約法条約

### ARTICLE 1 SCOPE OF THE PRESENT CONVENTION

The present Convention applies to:

- (a) treaties between one or more States and one or more international organizations, and
- (b) treaties between international organizations.

### ARTICLE 5 TREATIES CONSTITUTING INTERNATIONAL ORGANIZATIONS AND TREATIES ADOPTED WITHIN AN INTERNATIONAL ORGANIZATION

The present Convention applies to any treaty between one or more States and one or more international organizations which is the constituent instrument of an international organization and to any treaty adopted within an international organization, without prejudice to any relevant rules of the

### ARTICLE 6 CAPACITY OF INTERNATIONAL ORGANIZATIONS TO CONCLUDE TREATIES

The capacity of an international organization to conclude treaties is governed by the rules of that organization.

〔資料 3〕 2007 年 4 月 27 日中国人強制連行広島訴訟等上告審最高裁判決

日中共同声明 5 項は、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と述べるものであり、その文言を見る限りにおいては、放棄の対象となる「請求」の主体が明示されておらず、国家間のいわゆる戦争賠償のほかに請求権の処理を含む趣旨かどうか、また、請求権の処理を含むとしても、中華人民共和国の国民が個人として有する請求権の放棄を含む趣旨かどうか、必ずしも明らかとはいえない。

しかしながら、公表されている日中国交正常化交渉の公式記録や関係者の回顧録等に基づく考証を経て今日では公知の事実となっている交渉経緯等を踏まえて考えた場合、以下のとおり、日中共同声明は、平和条約の実質を有するものと解すべきであり、日中共同声明において、戦争賠償及び請求権の処理について、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる取決めがされたものと解することはできないというべきである。

・・・

以上によれば、日中共同声明は、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨のものではなく、請求権の処理については、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを明らかにしたものである。

上記のような日中共同声明 5 項の解釈を前提に、その法規範性及び法的効力について検討する。

まず、日中共同声明は、我が国において条約としての取扱いはされておらず、国会の批准も経ていないものであることから、その国際法上の法規範性が問題となり得る。しかし、中華人民共和国が、これを創設的な国際法規範として認識していたことは明らかであり、少なくとも同国側の一方的な宣言としての法規範性を肯定し得るものである。さらに、国際法上条約としての性格を有することが明らかな日中平和友好条約において、日中共同声明に示された諸原則を厳格に遵守する旨が確認されたことにより、日中共同声明 5 項の内容が日本国においても条約としての法規範性を獲得したというべきであり、いずれにせよ、その国際

法上の法規範性が認められることは明らかである。

そして、前記のとおり、サンフランシスコ平和条約の枠組みにおいては、請求権の放棄とは、請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせることを意味するのであるから、その内容を具体化するための国内法上の措置は必要とせず、日中共同声明5項が定める請求権の放棄も、同様に国内法的な効力が認められるというべきである。

・・・

[資料4] 国際海事機関 (IMO) の活動 (外務省HP : <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/imo/index.html>>より)

## 国際海事機関 (IMO) の活動

### 1. 組織

IMO は船舶の安全及び船舶からの海洋汚染の防止等、海事問題に関する国際協力を促進するための国連の専門機関として、1958年に設立されました (設立当時は「政府間海事協議機関」。1982年に国際海事機関に改称)。我が国は設立当初に加盟国となり、理事国の地位を保持しています。2007年9月現在、167の国・地域が正式に加盟し、3地域が準加盟国となっています。

IMOには、総会 (2年に1回開催)、理事会 (年2回開催) に加え、条約の審議等を行う海上安全委員会 (Maritime Safety Committee)、法律委員会 (Legal Committee)、海洋環境保護委員会 (Marine Environment Protection Committee)、技術協力委員会 (Technical Cooperation Committee) の4つの専門的な委員会と、理事会の補助機関である簡易化委員会 (Facilitation Committee) があります。

なお、簡易化委員会も正式な委員会とするため、1991年にIMO条約が一部改正されましたが、まだ発効しておりません。

### 2. 主な活動

IMOは、船舶の安全、海洋汚染防止、海難事故発生時の適切な対応、被害者への補償、円滑な物流の確保などの様々な観点から、船舶の構造や設備などの安全基準、積載限度に係る技術要件、船舶からの油、有害物質及び排ガスの排出規制等に関する条約等の作成や改訂を随時行っています。

これまでに作成された主な条約には、タイタニック号の沈没事故を契機に作成された前述の条約の流れを汲んだ、船の構造、救命設備、無線設備などの基準を定めた「1974年海上人命安全条約 (SOLAS条約)」、貨物の積載限度に関する「1966年満載喫水線条約 (LL条約)」、船舶の運航に起因する汚染防止のための「海洋汚染防止条約 (MARPOL73/78条約)」、国際航海に従事する船舶の入出港に関する手続を簡易化する「国際海上交通簡易化条約 (FAL条約)」等があります。

また、IMOでは、旗国 (船舶の船籍国) による国際基準の遵守能力に差があり、サブスタンダード船 (条約非適合船) の増加などの問題が生じている状態にかんがみ、寄港国による監督 (ポートステートコントロール) の他、旗国による国際基準の実施状況を検証する方策が検討されていましたが、2003年の総会において、我が国等の発案により、「任意によるIMO加盟国監査スキーム」が創設され、2006年9月より監査が開始されています。この枠組みは、IMOの加盟国が、自国籍船舶に対してIMOで定められた安全確保・環境保全に関する基本的な条約を履行させる義務を十分に果たしているかについて、任意により専門家による監査を受けることができるものです。

### 3. 海洋環境保護及びテロ対策に対応した国際的関心の高まり

1997年1月に日本海沖で発生したタンカー「ナホトカ号」事故、1999年12月にフランス・ブルターニュ沖で起きたタンカー「エリカ号」事故、2003年にスペイン沖で発生したタンカー「プレステイジー号」事故等、実際に大きな海難事故が発生していること等を背景に、海上安全や海洋環境の保護に関して国際的な関心が高まっていることから、IMOの活動はますます重要となっています。

また、2001年9月の米国同時多発テロを受けて、海事分野におけるテロ対策の必要性が認識され、2002年12月に開催されたSOLAS条約締約国会議において、新たに海上保安のための措置を規定する附属書 (第XI-2章) が追加され、2004年7月1日に発効しました。さらに、2005年10月には、「海洋航行不法行為防止条約 (SUA条約)」に関し、船舶等を使用した不法行為及び大量破壊兵器等の拡散行為の防止に資する改正のための2005年の議定書が採択されました。

また、マラッカ海峡における海賊・武装強盗が頻発し、同海峡の安全問題について国際的な関心が高まる中、2005年9月にインドネシアにおいて「マラッカ・シンガポール海峡に関するIMOジャカルタ会議」を開催し同海峡の安全確保のための国際協力について海峡沿岸国と利用国が一堂に会し、意見交換を行いました。その後、2006年9月にマレーシアで行われた第2回会議では沿岸3カ国から同海峡の安全確保のための国際協力メカニズムとプロジェクト案が提示され、2007年9月にシンガポールで行われた第3回会議では同メカニズムの発足が合意され、また、我が国からいくつかのプロジェクトについて支援を表明しました。

〔資料5〕 OECDにおける「多国籍企業行動指針」の採択

(外務省HP：<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/tkk\\_sisin.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/tkk_sisin.html)>より)

**多国籍企業行動指針の概要**

(1) 1976年、OECDは世界経済の発展に大きな影響を有する多国籍企業の行動に関し、加盟国政府が企業に対して責任ある行動をとるよう勧告する「多国籍企業行動指針」を作成。

(2) 「行動指針」は、労働基準、環境、情報開示、技術移転、競争、税等幅広い分野における、責任ある企業行動に関する任意の原則と基準を定めるが、法的な拘束力はなく、その適用実施は各企業の自主性に委ねられている。

(3) 「行動指針」は、OECD加盟国間の直接投資を容易にするためにOECD加盟国政府が1976年に採択した政治的コミットメントである「国際投資と多国籍企業に関するOECD宣言（以下「国際投資宣言」）」の下に定められたツールの一つの位置づけ。

(4) 「行動指針」は、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、これまで4回（79年、84年、91年、2000年）改訂されている。（「OECD多国籍企業行動指針2000年改訂版（仮訳）」は[こちら\(PDF\)](#)をご覧ください）

(OECD多国籍企業行動指針 ～構成と骨子～)

序文	「行動指針」の基本的性格や背景の説明。
I. 定義と原則	「行動指針」は多国籍企業に対し、良き慣行の原則・基準を提供するものであり、法的に強制するものでない。加盟国政府は「行動指針」の普及を促進することを原則とし、「連絡窓口」を設置する。
II. 一般方針	持続可能な開発の達成、人権の尊重、現地能力の開発、人的資本の形成、良いコーポレート・ガバナンスの維持のため企業は行動すべき。
III. 情報開示	企業は、活動、組織、財務状況及び業績について、タイムリーかつ定期的に情報開示すべき。
IV. 雇用・労使関係	企業は、従業員の権利の尊重、児童労働・強制労働の撤廃、受入国の基準を下回らない雇用・労使関係基準の採用、従業員の健康・安全確保のための適切な措置の実施、集団解雇の合理的予告などを行うべき。
V. 環境	企業は、環境、公衆の健康及び安全を保護し、持続可能な開発を達成することに十分考慮を払うべき。
VI. 贈賄防止 (2000年の改訂にて新設)	企業は、賄賂その他の不当な利益の申し出、約束又は要求を行うべきでない。
VII. 消費者利益 (2000年の改訂にて新設)	企業は、消費者との関係において、公正な事業、販売及び宣伝慣行に従って行動すべきであり、また、提供する物品・サービスの安全性と品質確保のため合理的な措置を実施すべき。
VIII. 科学・技術	企業は、受入国の技術革新能力の発展、受入国への技術・ノウハウの移転に貢献すべき。
IX. 競争	企業は、法律・規則の枠内において競争的な方法で活動すべき。
X. 課税	企業は納税義務を履行すべき。

〔資料6〕 IUU漁業問題 (外務省HP：<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/tuna.html>>より)

**国際的なルールを遵守しない漁業の根絶に向けた取組**

各地域漁業管理機関がマグロ資源の保存管理のために定めた規制を逃れるため、地域漁業管理機関の非締約国等に船籍を移して無秩序な操業を行う便宜置船籍(FOC: Flag of Convenience)など、ルールを守らない漁業が国際的な問題となっています。

国際的なルールを遵守しない便宜置船籍漁船等による無秩序な操業はIllegal(違法)、Unreported(無報告)、Unregulated(無規制)の頭文字をとってIUU漁業と呼ばれています。ICCATでは、IUU漁業を行っている漁船リストを作成し、輸入業者等に対し、IUU漁船によって漁獲されたマグロの買付けをしな

いよう、また、船用機器の製造者等に対し、IUU 漁船に船用機器が装備されないよう要請を行う決議が採択されたほか、便宜置籍漁船の船籍国（ボリビア、グルジア）産のメバチマグロの輸入禁止措置が実施されています。また、他の地域漁業管理機関においてもデータ収集制度、漁船登録制度、監視制度等の対策が取られています。さらに、近年、大西洋、インド洋、東部太平洋におけるマグロ類保存のための各地域漁業管理機関において、日本のイニシアチブにより、ポジティブリスト措置（注）を導入しました。

（注） 規制を遵守している正規船のリストを作成することにより、同リストに掲載されていない IUU 漁船からの輸入を認めないとする措置です。近年、ICCAT では、地中海における蓄養事業の拡大防止、データ収集の向上を目的として、規制を遵守している正規蓄養場のリストを作成することにより、同リストに掲載されていない蓄養場からの輸入を認めないとする措置も導入しました。